

提出書類

① 申請

○ 共通

- ☐ 助成金交付申請書（区様式第1号）
- ☐ 工事契約書の写し
- ☐ 固定資産税・事業税等の納税証明書の写し
- ☐ 千代田区建築物環境計画書一式（①建築物環境計画書の表紙②事前協議書③環境評価書）の写し
- ☐ 環境マネジメントシステムに取り組んでいることが確認できる書類
⇒千代田エコシステム(CES)※又はISO14001シリーズ(国際標準化機構)又は
エコアクション21(環境省)等に取り組んでいること。

※一般社団千代田区エコシステム協議会が運営する千代田区独自の環境マネジメントシステム

○ 申請者が中小企業者等の場合

- ☐ 中小企業者等であることを確認できる書類

○ 共同建築主等がいる場合

- ☐ 委任状(区様式第2号)

② 変更(必要な場合のみ)

○ 工事内容やCO2削減量に変更になる場合

- ☐ 計画変更届出書（区様式第4号）
- ☐ 変更内容がわかる書類の一式(平面図等)
- ☐ 二酸化炭素削減量算出表(区様式第5号)

○ 建築主等に変更になる場合

- ☐ 助成金交付申請変更承認申請書(区様式第8号)
- ☐ 助成対象要件を満たすことが確認できる書類一式等

③ 工事完了報告

- ☐ 工事完了報告書(区様式第10号)
- ☐ 千代田区建築物環境計画書(完了時)一式の写し
- ☐ 建築確認の完了検査済証
- ☐ 二酸化炭素削減量算出表(区様式第5号)
- ☐ BELS評価書の写し及び申請書類一式の写し
- ☐ 機器等の仕様書及び型番等がわかるパンフレット
⇒BELS評価書の認証に使用した機器等
(窓・断熱材・空調機・換気設備・照明・給湯器・エレベーター・太陽光等)
- ☐ BELS評価交付時の図面どおりに完了しているか確認できる写真及び納品書等の写し
⇒○ パンフレット等を提出した機器等の設置状況が確認できる写真
 - ①窓…設置状況がわかるもの ②断熱材…設置状況がわかるもの
 - ③空調機…全ての室外機の設置状況及び銘板がわかるもの
また室内機の設置状況がわかるもの
 - ④換気設備…換気設備の設置状況及び銘板がわかるもの
 - ⑤照明…照明設備の設置状況がわかるもの
 - ⑥給湯器…全ての給湯器の設置状況及び銘板がわかるもの
 - ⑦エレベーター、太陽光等…全ての機器の設置状況及び銘板がわかるもの
- 納品書等の写し
・型番・数量が確認できる資料
(例)納品書、保証書、出荷証明書、製品名が記載された請求書等の写し



④ 請求

- ☐ 助成金交付請求書(区様式第12号)

⑤ 実績報告

- ☐ 実績報告書(区様式第13号)
- ☐ CO2削減量実績集計表(Excel)
⇒建物全体の使用開始日が属する月の翌月から1年間のエネルギー使用量
- ☐ エネルギー使用量が分かる資料
⇒電力・ガス使用量請求書等

令和7年度

千代田区低炭素建築物助成制度のご案内

千代田区では、300㎡以上の新築等を計画する場合、千代田区建築物環境計画書制度の事前協議により、低炭素型社会の形成を推進しています。

千代田区建築物環境計画書及びBELS評価書に基づき算出した年間のCO2排出削減率が、一定以上削減されている計画の建築主に対し、CO2削減量に応じて助成金を交付します。

助成額について

助成対象者	CO2削減量(1tあたり)	助成上限額(1棟あたり)
中小企業者等※	50万円/t-CO2	2,000万円
その他	25万円/t-CO2	1,000万円

※中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者等であること。

助成対象要件

助成対象者は、下記の要件を満たした方になります

- 区内の新築又は増・改築計画であること。
- 工事着手前の申請であること。
- 申請用途のうち非住宅用途もしくは住宅用途の床面積が300平方メートル以上であること。
- 建築物の延べ面積が5,000㎡以下であること。
- 建築物竣工図面に基づき、**建築物(申請用途)のBELS評価書**の交付を受けていること。
- 千代田区建築物環境計画書(計画時及び完了時)及びBELS評価書に基づき算出した年間のCO2排出削減率が、**非住宅:35%以上**、もしくは**住宅:20%以上**削減されている計画であること。
- 事業税や固定資産税等を滞納していないこと。
- 環境マネジメントシステム※に取り組んでいること。また、低炭素建築物のテナント事業者に、環境マネジメントシステムに取り組むよう促進に努めること。
※千代田エコシステム(CES)、ISO14001シリーズ、エコアクション21等
- スケルトン部分工事を行う場合は、スケルトン部分工事全体が完了した内容に基づき、建築物全体のBELS評価書の交付を受けていること。なお、スケルトン部分工事は建築基準法に基づく検査済証の交付日から1年以内に完了すること。



CO2削減量算出方法

建築物省エネ法に基づき計算された一次エネルギー消費量を用いて、CO2削減量を算出します。

● CO2削減量 算出式

※CO2換算係数は、区で定めた数値で計算します。

$$(\text{設計一次エネルギー消費量} - \text{基準一次エネルギー消費量}) \times \text{CO2換算係数} \times$$

●お問い合わせ先●

千代田区 環境まちづくり部 環境政策課エネルギー対策係
〒102-8688 千代田区九段南1-2-1 千代田区役所5階
☎ 03-5211-4256 ✉ kankyouseisaku@city.chiyoda.lg.jp

申請

助成金交付申請書と必要書類を提出
※ 申請は工事着工前に行ってください。

決定通知受領

《スケルトン部分工事なし》 《スケルトン部分工事あり》

本体工事着工

※1 計画変更が生じた場合は変更申請が必要となる場合がありますので、速やかに区と協議をしてください。

本体工事着工

※1

本体工事完了
(建築確認の完了検査
済証発行まで)

スケルトン部分

工事着工

スケルトン部分

工事完了

本体工事完了

1年以内

BELS認証申請前 事前確認

BELS認証申請資料を確認次第、区よりご連絡します。(5日程度)

BELS認証申請

建築物竣工図面に基づき、建築物全体の
BELS評価書交付を受けてください。

スケルトン部分工事完了に伴う変更申請等

※2 スケルトン部分工事がある場合、必ず提出が必要です。

決定通知受領

工事完了報告

完了報告書、BELS評価書及び
必要書類を提出

確定通知受領

請求

助成金交付請求書を提出(速やかに！)

実績報告

1年間のエネルギー使用量を報告

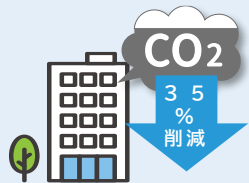
申請受付

区役所(九段南1-2-1)5階 環境政策課

審査(10日程度)

助成金交付決定通知

審査の結果(交付の可否)を
書面(郵送)でお知らせします。



変更申請受付

助成金交付変更決定通知

工事完了報告受付

審査(15日程度)

現場検査も行います。

助成金交付額確定通知

助成金の額を確定し、
書面(郵送)でお知らせします。

助成金振込

(請求日から振込まで1か月程度)

受理

※助成金支払い後は、資料の提供等の協力を
求める場合がありますのでご協力ください。



〇数値の根拠

申請時:環境計画書
(計算範囲:建物本体のみ)

本体工事に係る変更があり、千代田区建築物環境計画書の変更が必要になる場合は、当制度の計画変更届の提出が必要です。

スケルトン部分工事完了に伴う
変更申請時:BELS評価書
(計算範囲:建物全体)

スケルトン部分工事の運用に必要な、空調・照明・給湯器等の設備を含めた建物全体の数値を再計算し、助成金額を再度算出します。

工事完了報告時:BELS評価書
(計算範囲:建物全体)

現地と計算書の設備仕様や数量が整合するか確認します。現場検査の結果不整合の場合、再度計算のうえBELS認証再申請をしていただく場合があります。

〇スケルトン部分工事がある場合

- ・建築基準法に基づく検査済証の交付日から**1年以内**にスケルトン部分工事を完了することが要件です。
- ・**スケルトン施工部分が残る場合は助成対象外**です。建築基準法上における室用途で実際に運用する際に必要となる、空調や換気設備等(建築物省エネ法のエネルギー使用量に影響するもの)が設置されていることが助成金交付の条件となります。

〇BELS認証について

- ・BELS認証申請の前に、区の事前確認が必要です。スケルトン部分工事完了に伴う変更内容を確認します。
- ・住宅においては**外皮基準の適合がBELS認証の条件**の一つとなりますのでご注意ください。

〇現場検査について

- ・工事完了時の現場検査はスケルトン部分工事を含めた建築物全体の確認を行います。**BELS認証時の図面と現地が一致していることが助成金交付の条件**です。区が把握していない工事が行われていた場合は助成対象外となります。

〇計算プログラムにおける室用途の条件

- ・標準入力法のプログラムを使用してCO2削減量を算出する場合(住宅・非住宅共)は、プログラム内で入力する室使用条件が国立研究開発法人建築研究所が公表しているエネルギー消費性能の算定方法における、『標準室使用条件』に基づき、適切な室用途が選択されているかどうか確認を行います。選択されている室用途が適切でないと区が判断した場合は、助成金交付の対象外となります。

〇工事完了報告について

- ・検査済証の交付日から**6ヵ月以内**(スケルトン部分工事がある場合は、スケルトン部分工事完了日から**6ヵ月以内**)に工事完了報告書を提出することが要件です。

〇その他

- ・計画が助成対象が事前にご相談ください。
- ・計画や建築主等が変更になる場合、事前にご相談ください。
- ・提出する書類には消せるボールペンを使用しないでください。
- ・千代田区暴力団排除条例に基づき、暴力団や暴力団員等は助成金交付の対象外となります。
- ・年度単位で予算を確保しているため、予算の執行状況によって助成金のお支払い時期が遅くなる場合がありますのでご了承ください。

お気軽にお問合せください

